

千代田義務教育学校スクールバス運行業務委託（追加分）仕様書

1. 業務名

千代田義務教育学校スクールバス運行業務委託（追加分）

2. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 運行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 委託業務の基本方針

- (1) 千代田義務教育学校（以下「当該学校」とする。）児童の登下校時における送迎業務を安全かつ確実に行うこと。
- (2) 車両の運行にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 運転手以外に運行責任者を配置し、緊急時に適切かつ迅速に責任をもって対応するとともに、教育委員会及び当該学校との連携を行うこと。また、緊急時の対応マニュアル及び緊急連絡網を整備し、提出すること。
- (4) 1日の運行開始前には、運行責任者が対面で、運転手の健康状態の確認及びアルコール検査を実施すること。
- (5) 安全対策に万全を期するとともに、細心の注意を払い、誠意を持って円滑に業務を遂行するものとする。
- (6) 教育委員会で定める「かすみがうら市スクールバス運行マニュアル」及び「かすみがうら市スクールバス乗降等確認手順」を遵守すること。

5. 運行内容

(1) 車両

- ・受託業者が用意する。
- ・初年度登録から15年程度までの中型バス。
- ・座席の数は、中型バス37席程度（補助席及び運転席を除く）。
- ・感染症対策としてオゾン発生装置の取り付けをすること。（設置費用及び装置費用は受託者が負担し、継続維持していくこと。）
- ・送迎時のバスには、当該バスが当該学校スクールバスであることや運行コースを示すマグネット等の看板をそれぞれ設置すること。大きさ等については、教育委員会と協議すること。
- ・12月～3月の期間は、冬用タイヤを装着すること。

(2) 運転手

1車両に1名配置する。

- (3) 年間稼動日数 209 日程度（当該学校の行事等により、前後する場合がある。）
平日の運行 200 日程度
(朝 1 便、夕 1 便) または (朝 1 便、昼 1 便)
長期休業期間の運行 6 日程度
(朝 1 便、夕 1 便) または (朝 1 便、昼 1 便)
土曜日、日曜日、祝日の運行 3 日程度
(朝 1 便、夕 1 便) または (朝 1 便、昼 1 便)
- (4) 運行台数 中型バス 3 台 (3 コースを各 1 台にて運行)
- (5) 1 日の運行回数 通常の運行 (朝 1 便、夕 1 便)
登校 : 1 回 (7:15 頃を想定 最初の停留所を出発)
下校 : 1 回 (16:00 頃を想定 学校を出発)
半日の運行 (朝 1 便、昼 1 便)
登校 : 1 回 (7:15 頃を想定 最初の停留所を出発)
下校 : 1 回 (12:00 頃を想定 学校を出発)
- (6) 緊急の事態や天候等により、1 日の運行計画に変更が生じる可能性があることから、対応できる体制を整えておくこと。なお、本業務の遂行にあたり、登校時のスクールバス運行後に一旦車庫等へ戻ること。
- (7) 運行ルート (利用者の増減等によるルートの変更及び道路の交通状況等により距離、時間が変動する場合があります。)

東野寺・新治方面

主なコース	別紙ルート図のとおり
運行距離 (片道)	約 10 km
所要時間	約 35 分

下志筑・中志筑・五反田方面

主なコース	別紙ルート図のとおり
運行距離 (片道)	約 7 km
所要時間	約 20 分

※停留所始発から学校間

(8) 臨時運行等

登校日における当該学校の行事等により、通常の運行 (朝 1 便 夕 1 便) 以外に運行が生じた際は、登下校に影響のない範囲内で運行できるものとする。

6. 業務に関する特記事項

(1) 受託の要件

一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

令和 7 年 9 月 26 日付け公示「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」を遵守すること。

貸切バス事業者安全性評価認定制度一つ星以上の認定事業者であること。

(2) 運行の台数・経路・時間の決定

適時、当該学校及び教育委員会等と協議調整を行い、利用希望者の状況に合わせて運行の台数・経路・時間を調整するものとする。

(3) 停留所の設置個所調査

適時、当該学校及び教育委員会より提示された停留箇所で、児童の乗り降りの安全が確保され、一般車両等の通行の妨げにならないかを調査すること。

(4) 便数及び目的地の変更

学校行事等への参加に伴い、土日祝祭日の運行、運行時間や便数の変更及び当該学校以外の市内施設を目的地とする場合は、柔軟に対応すること。

(5) 必要な届出等

運行に必要な届出等、必要な手続きは受託者が行うものとする。

(6) 業務の報告

運行月の翌月 5 日までに運行業務報告書を教育委員会に提出すること。

(7) 車両の管理

- ・車両は、すべて受託者の責任において保管および管理すること。
- ・日常点検を実施すること。
- ・登校及び下校後は車内の確認も含め、清掃を行うとともに、感染症対策に留意すること。
- ・車内は、いかなる場合も禁煙とすること。

(8) 試運行の実施

受託者は、スクールバスの運行を開始するにあたり、運行開始までに必要に応じて試運行を行うものとする。実施の内容については、教育委員会と協議の上決定する。

(9) 損害の賠償

受託者は、委託業務中に受託者の責めに帰すべき事由により、委託者及び第三者に損害を与えたときは、受託者の責めに帰すべき範囲において、その損害を賠償しなければならない。

(10) 任意保険の加入

受託者は、事項を履行するため、管理自動車等について受託者を契約者とする自動車保険（任意保険）に加入しなければならない。補償額は、搭乗者無制限、対人無制限、対物 1,000 万円以上とする。

(11) 守秘義務

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密及び個人情報を他人に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後においても、同様とする。

7. 委託料

(1) 費用負担

受託者が負担する費用区分は、次のとおりとする。

区分	主な内容
車両	スクールバス
試運行	運行開始までに実施する試運行に係る費用
人件費	給与、各種福利厚生費等
燃料費	車両の運行に係る燃料代
消耗品	タイヤ(ノーマル、スタッドレス)、車両内外の清掃用品、事務用消耗品等
車両装備品	サイドカメラ(車両左側)、オゾン発生装置
車両整備費	法定点検費、車両修繕費、タイヤ交換費、重量税、自賠責保険料
任意保険料	搭乗者無制限、対人無制限、対物 1,000 万円以上

(2) 支払い

委託料は、月末締め請求による毎月払いとする。

(3) 契約金額の変更

委託者は、乗車を希望する生徒の取りまとめを行う。それにより、運行回数の大幅な変更及び運行車両の増減が生じた場合は、双方協議の上、契約金額の変更を行う。

また、委託期間内に急激な物価等の変化が生じた場合や消費税法の改正があった場合など、契約金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者の申し出により、契約金額の変更を求めることができる。

(4) 臨時運行時の運行料

登校日における学校行事等の臨時運行に関する運行料は、協議により別に定める。

8. 留意事項

- (1) 車両の故障等、受託者の責めに帰する事由によって送迎業務を中止し、または中断したときは、受託者は速やかに代替輸送の方策を講じる等、本業務に支障をきたすことのないようとする。この場合の費用は、受託者が負担するものとする。ただし、その他やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。
なお、上記事態及び運行中の事故等に備え、受託者は当該学校及び教育委員会への連絡方法等について予め協議しておくこととする。
- (2) 契約期間満了の際には、次期受注者が円滑かつ支障なく、本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。
- (3) 運行に当たっては、教育委員会が令和5年度から導入したスクールバス乗降管理システム（以下「システム」という。）を使用すること。なお、システムに使用する機器は、契約後に教育委員会から受託者へ貸与するものとし、受託者は、システム及び機器の使用について教育委員会の指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、協議により別に定める。